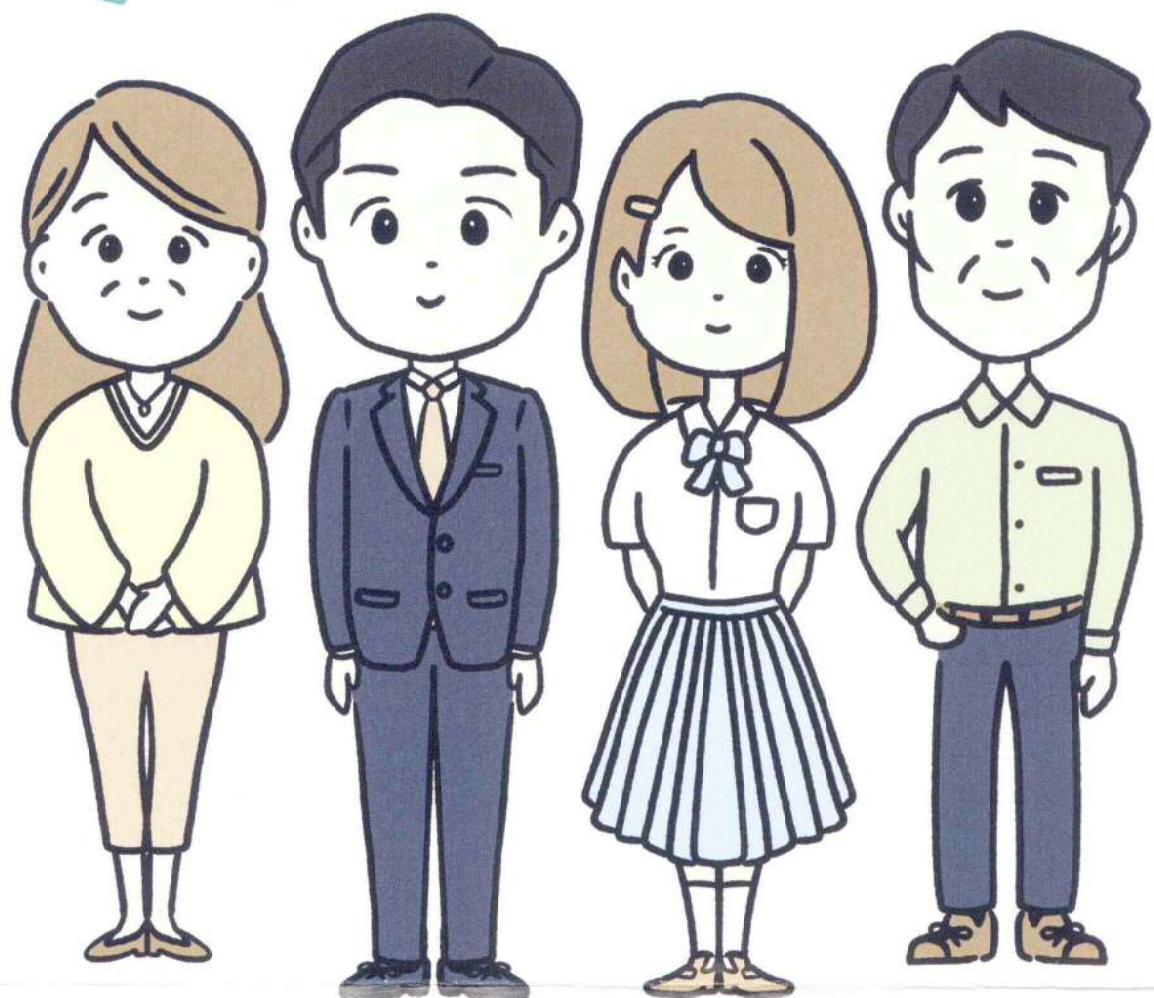


# 知っていますか？ ケアラー・ヤングケアラー



## ケアラー/ヤングケアラー って何？

「ケアラー」とは、高齢、障害、病気などの理由で援助を必要としている家族や身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話などを行う人のこと。特に18歳未満のケアラーのことを「ヤングケアラー」という。

さいたま市は、令和4年7月1日に政令指定都市で初となる「さいたま市ケアラー支援条例」を施行しました。

## ケアラー・ヤングケアラー支援のご案内

一時的に手伝いや  
預かりをしてほしい

障害や病気等の正しい知識、  
家族としての関わり方の理解を深めたい

相談先を知りたい

同じ悩みを持つ人と話したい、自分の居場所が欲しい

学業や就職に不安を感じている

など

### 相談先が分からない場合、ヤングケアラーを把握した場合等

悩みごとの内容	相談窓口	受付時間
・相談先が分からない、複数の窓口にもたがる相談をまとめてほしい、経済的な問題に関する相談をしたい	各区役所 福祉まるごと相談窓口 (福祉課内)	平日 9:00～17:00 (初回相談は16:30までに)
・子どもやその家庭に関する相談(誰かに話を聞いてほしい、どこに聞いたらいいかわからない、育児で心配なことがある、ヤングケアラーと思われる子どもがいる、虐待かもしれない等)	各区役所 子ども家庭総合支援拠点 (支援課内)	平日 8:30～17:15

※相談窓口の受付時間等は令和4年9月1日時点のものです。変更となることがございますのでご注意ください。

悩みごとの内容に応じて様々な相談窓口や  
支援策をご案内しています

詳しくはコチラ



「さいたま市 HP ケアラー・ヤングケアラー支援について」

さいたま市 ケアラー 検索